

7 月経営会議で決まった健康経営の取組について

- ① 毎月の後半に「今月の健康メニュー」と称して、その日の昼食を職員の皆様に無償で提供します。何日の昼食が該当するかは、毎月元村部長に翌月の献立を発表する時期に決めて貰います。(シフトの関係上、不公平にならないよう、毎月第何〇曜などとは決めず、日付をランダムに設定します)見聞録に掲載し、発表して貰いますので、食材の仕入れの都合上、希望する職員の方は必ず一週間前までにお申し込み下さい。この日は当日の申し込みは不可としますので、くれぐれもご注意ください。(8 月より実施予定)
- ② 職員の急な欠勤や、ご利用者の特変などの突然の対応に伴い、勤務に過大な負荷がかかったと判断された職員について、残業代等とは別に、施設長判断、理事長決済により特別手当 1000 円～10000 円を支給します。対象は、被る可能性が高い、部長以下全職員とします。原則、時間数等で契約の縛りがある、非常勤の方は、依頼もしませんので、対象外となります。
- ③ 特定健診の対象に該当する、扶養配偶者がいらっしゃる職員の方について、その配偶者(全国スモンの会の保険証をお持ちの方)の健康診断のオプションを除く基本料金の部分の半額を法人が補助しますので、是非受診して下さい。受診された方は領収書を持参し、事務で精算して下さい。受診の仕方など、詳細ご不明な点は事務までお問い合わせ下さい。
- ④ アンケート実施後、希望者が多かった場合、休憩室に職員用に無償で飲むことが出来る、飲料のサーバーを設置します。本件は別掲載しますので、ご参照、ご協力下さい。
- ⑤ 新規定の策定＝理事会承認後、決定版を掲示しますが、規程名は「メンタル等不調者にかかる休職・復職規程」です

それ以外も、今後、職員の皆様の健康意識の向上の為、様々な取組を行っていく予定です。ご自愛くださいますようお願い申し上げます。

以上 曙光園 施設長 小野寺和子